

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算及び自治基本条例特別委員会会議録（7）			
日 時	平成25年11月22日（金）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 2時49分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	斎藤（博）副委員長、秋元、安斎、小貫、高橋、酒井、上野、 前田各委員 （中島委員長欠席）		
説 明 員	市長、副市長、総務部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 副委員長 署 名 員 署 名 員 書 記			

～会議の概要～

○副委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、上野委員を御指名します。

委員の交代がありますので、お知らせします。松田委員が秋元委員に、鈴木委員が酒井委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市自治基本条例案の市民周知について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

11月1日の予算及び自治基本条例特別委員会後に行いました本条例案の市民周知の取組状況について報告いたします。

まず、市ホームページのトップページの「市役所からのお知らせ」にあった「小樽市自治基本条例の制定について」の項目を新着情報の欄に移動し、常に最上段となるようにしたほか、前回の委員会資料として配付いたしました「小樽市自治基本条例（案）の考え方」を掲載いたしました。

また、まち育てふれあいトークのメニューに「協働のまちづくり～自治基本条例について」を加え、まちづくり団体である杜のつどい、ネットワーク・らん、NPO法人小樽・朝里のまちづくりの会の皆さんに説明を行ったほか、11月28日にはNPO法人北海道鉄道文化保存会の皆さんに説明をする予定でございます。

11月20日には、町会長と市との定例連絡会議において小樽市自治基本条例案の概要を説明いたしました。その際、本日の委員会資料として配付いたしました「市民の皆さんと協働により進めるまちづくりの基本的なルール 自治基本条例について」により説明したほか、欠席された町会については資料を後日送付する予定です。

なお、本資料は、市ホームページにも掲載するとともに、市役所渡り廊下及び各サービスセンターにも配置し、市民の皆さんにごらんいただけるようにいたしました。

○副委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、一新小樽の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎まち育てふれあいトークでの説明について

最初に、今報告のあったこの間の取組について、幾つかお聞きしていきたいと思います。

報告では、杜のつどい、小樽・朝里のまちづくりの会、あとネットワーク・らん、さらには町会長との懇談の中で自治基本条例の概要を説明したということだったのですが、それぞれでどのような意見が出されたのか、説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まち育てふれあいトークのメニューということで、3団体に説明を行いましたときに出された意見ですけれども、主なものといたしましては、自治基本条例を、今後どのように住民の皆さんへ周知を図っていくのかという御質問がございました。それから、職員の条例に対する認識を業務に生かして取り組む必要があるということで、御意見をいただいております。このほか、私からは自治基本条例の概要ということで説明させていただいたのですけれども、具体的なまちづくりの取組の例、こういったものを実例として挙げて、周知、説明を図っていったらどうかと

いう御意見をいただいております。

なお、11月20日の町会長と市との定例連絡会議におきましては、御質問、御意見等は出されてございません。

○小貫委員

条例の周知をどう図っていくのかということと職員に生かしていく必要がある、あとまちづくりの例を実際に示してということですが、このような出された意見について市としてはどのように答えた、若しくは検討しているというふうにどのように対応したのか、この辺をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

出された意見への回答、対応ですが、まず市民周知につきましては、以前にも委員会の中でお話をさせていただいた部分がございますけれども、市民の皆さんへの説明会、フォーラム等の開催、それから広報誌への掲載、ホームページでの細かな周知ということで回答をしております。

それから、職員への周知といいますか、意識を向上させるという部分では、先日庁内全課に改めて条例の趣旨、これまでの経過等を再確認するようということで、職員にメールをしております。その後、条例の内容を改めて研修等々によって周知徹底を図っていくということでお話ししております。

それから、まちづくりの例を題材にしてはどうかということで、御意見をいただいたのですが、これについては非常にわかりやすく説明できる、ある意味一つの手法だと感じましたので、今後説明していく中で、どういうふうにこの形、まちづくりの例をうまく取り上げながら説明していけるかということを検討させていただくということでお答えさせていただきました。

○小貫委員

今、出された主な意見というのは三つほどあったのですが、町会は置いておいて、3団体への説明では、どの団体ともこういう質疑が交わされたのか、特に質問はないですというところがあったのか、その辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

3団体とも御意見、御質問はいただいております。今申し上げた部分のほかにいただいた御意見としましては、まちづくりに対する認識が薄い方もいらっしゃるので、そういった方々へも配慮をきちんとされてはどうかという御意見もいただいております。

○小貫委員

説明を行なった団体がまちづくり団体だったということもあると思うのですが、3団体では、条例の名前が自治基本条例でも、やはりまちづくり的な条例という押さえで捉えている感じだったのでしょうか。その辺は感触的にはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まち育てふれあいトークで3団体に説明させていただいたときに使った資料も、本日皆様にお配りしております。市民向けのわかりやすい冊子ですので、皆さん、みずからのまちづくりということで受け取られたように私は感じております。

○小貫委員

3団体からはそういう意見がありましたが、町会からは特に意見がなかったということですが、そういう3団体と町会に説明をした上で、市としては条例案については市民周知ができているというふうに感じているのかどうか、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小貫委員のおっしゃるとおり、説明した3団体というのはまちづくり団体でした。確かにまちづくり活動を熱心に行っている団体ですから、条例に対する意識、認知度というのでしょうか、そういったものは非常に高く受け取

られているというふうには感じました。

あと、昨今、新聞報道ですとか、今月号の広報おたるでも、自治基本条例を掲載してきた部分がございますので、そういった意味では理解度も以前よりは高まってきているのではないかというふうに認識しております。

○小貫委員

ちょっと意外だったのが、町会から特に意見が出なかったということですが、これは何か進め方の問題なのか、それとも特に本当に意見がなくて、このまま進めたらどうですかという感じだったのか、その辺は、どのような感じだったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

この冊子を使った形で一連の内容は説明させていただいたのですけれども、時間も各テーマ、町会長との定例連絡会議ですので、幾つかあるテーマの中の一つでしたので、なかなか意見を出しづらい部分もあったかというふうには感じております。ただ、その中で今回、まち育てふれあいトークにメニューを加えたというお話で、あわせてメニュー表も配らせていただきました。その場でなかなか伝わりづらい部分もあるということであれば、改めて町会に説明に伺いますということで、説明はさせていただいております。

○小貫委員

20日の話ですからあれなのですから、具体的に例えばそういう話をして、町会から説明に来てほしいみたいな話というのは上がってきているのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現在のところは、町会から連絡は来てございません。

○小貫委員

それで、まちづくりの3団体から意見を聞いているのですけれども、この3団体というのは策定委員会に参加している団体だと思うのです。それでは、自治基本条例案については、策定委員会の中で既にある程度わかっている人たちだと思うのです。今のところそういうところだけですから、そういうところだけに説明を行なっているということでは、市民への周知という点では不十分だと私は考えるのですが、それについてはどう考えているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

おっしゃるとおり、説明を行った3団体は策定委員のメンバーになっている団体でございます。たまたま私どもで、まちづくり団体なりに何とか今回の条例を説明させていただきたいという部分を含めてお話しした際に、相手方のスケジュールとうまく調整できたのがこの3団体となっております。来週説明を予定しております北海道鉄道文化保存会につきましてはメンバーではございませんし、それ以外のまちづくり団体、社会福祉協議会ですとかボランティア協議会といった団体に説明をということでお話しさせていただいたのですが、なかなか相手方あつての話ですのでスケジュールが合わず、まだ説明できるには至っておりません。

ただ、これでまちづくり団体への説明が終わりとは考えてございませんので、今後は、引き続き条例の周知について努めてまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎条例案の市民周知について

周知については努めてまいりたいということなので、次に条例案の市民周知についてお伺いをしたいと思うのですけれども、私たちは市民周知という点では説明会を、市内で市長みずから出かけて開催をしていただきたいと。その上で、議会としても議論するのが筋ではないかということで説明会の開催を求めてきました。前回と重なりますが、山田前市長のときに新市立病院の築港建設という点で反対の声が上がる中、市内5か所で説明会を開催したということを聞いています。ところが、先ほどの説明だと、団体に対してアポをとって、そこに行って報告すると

いう形で、市主催の説明会という形では開いてこなかったわけですがけれども、なぜこういった説明会を開くという決断に至らなかったのか、そこを説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私も一部繰り返しになりますけれども、条例案をつくるまでの過程に当たりましては、これまでフォーラムですとかワークショップについて中松市長出席の下での開催もございますし、それから広報等々による市民周知を図ってきた経過がございます。先ほど報告させていただきましたとおり、団体ですとか町会長への説明という部分も実施してきたところでございます。今時点では全市的な部分、今後という部分でしかお話ししておりませんけれども、それにつきましては早急にといいですか、可能な限り説明は行っていきたいと考えております。

○小貫委員

この間の議会での議論で、策定委員会が行ってきた努力は確かに認めますけれども、それでも条例案としての市民周知は不十分だというのが、各会派から出された意見だったと私は考えています。

それで、内容についてはいろいろと意見はあるのですけれども、説明会を開くということはできたと思うのです。何か議会での議論を軽く見ているのではないかというふうに私は感じたのですが、そういうつもりはなかったのかどうかお答えください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

決して議会での議論を軽く見ているということは全くございません。前回までの委員会の中で周知が足りないという部分の御指摘がございましたので、それを受けまして10月、それから11月にかけて、先ほど報告させていただいた内容、それから前回の委員会でも報告させていただきましたけれども、広報誌ですとか市長のFMおたるへの出演、こういったこと、それから今回の団体、まち育てふれあいトークの開催といった形で努めてきた部分がございますので、議会議論については十分重く受け止めて周知に努めてきたところでございます。

○小貫委員

それで、何回も繰り返しになるのが、結局この自治基本条例というのが先ほど説明に使ったという資料の2ページにあるとおり、市民と議会、市がどのようにまちづくりを進めていくのかということで、一致して進めていく基本的ルールを定めるのだというふうになっているとおり、だから議会としても、こうやって今、継続審査で必死の議論を行っているところだと私は考えているのです。ところが11月8日の北海道新聞の報道では、市民不在の議論という指摘も出てきていると。しかも、その前段には「今回の継続判断は根拠に乏しく」ということで報道がされています。「市民不在の継続審議」とでかでかと報道されていることに対してどのような認識を持っているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

認識と申しますか、新聞に出ていた部分ですので、それ以上でもそれ以下でもない認識でございます。

○小貫委員

◎条例案の考え方について

それで、次に条例案の考え方について少し伺いをしたいと思いますけれども、基本的考え方の第30条、公益通報制度のところでは、「別に条例で定めるところにより」というふうになっているわけです。第28条の行政手続でも、同じように「別に条例で定めます」という表現があるのですけれども、幾つかのところ、具体的に言えば例えば第32条のところで、考え方の下に関係法令として小樽市安全で安心なまちをつくる条例というのがありますが、ところが本文には「条例で定めるところにより」という文言が一つもないのです。この使い分けというのは何か理由があつてのことなのか、その辺を説明してもらえますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、第32条で定める安全で安心なまちづくりの部分と関係法令として掲げさせていただきました、小樽市安全

で安心なまちをつくる条例では、規定する範囲に少し差がございます。小樽市安全で安心なまちをつくる条例の範囲というのは、主には犯罪ですとか交通安全、健康被害、こういった部分を規定した条例となっております。

一方で、自治基本条例案の第32条で言います安全で安心なまちづくりのこの章の部分なのですが、こちらについては自然災害ですとか不測の事態、こういった部分を含めた形で規定したのになっておりますので、全くイコールとなっていない状態になっております。その意味で、「別に条例で定める」という言い回しは使ってございません。

○小貫委員

ということは、例えば第21条の財政運営というところでも、関係法令の部分で小樽市財産条例というのが出ていますが、それはまた別のことなのではないでしょうか。そこもあわせて確認させてください。

○（総務）企画政策室長

今、お話ししたように、措置などが直接的に関係するものを、どちらかというと「別に定める」ということで書かせていただいておりますので、今の安心で安全とか財務の部分については、関連はあるのですが、その関連性が直接的でないという部分で、そこについては「別に定める」という条例の文言は入れて整理はしていないという形にしております。

○小貫委員

それで、前回の委員会で、ほかの委員からもいろいろな意見が出されました。私も幾つか意見を述べさせていただきましたけれども、この出された意見について、まだ考え方そのものは変わっていませんから、それについて検討していることはどんなことがあるのか説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まだ案の状態ということもございまして、本日の委員会での議論という部分も出てくるかと思っておりますので、考え方についてはまだ固まったものではございませんけれども、前回、例えば関係法令でこの部分も必要ではないかという御意見を何点かいただいております。それにつきましては前回の委員会でも御答弁させていただいておりますけれども、全体のバランス、それから本日の委員会での議論、そういったものを踏まえまして、関連性を再度確認して整理をしていきたいと考えております。

○小貫委員

それで、見直しの件について私が前回の委員会で意見を言ったときに、「市民の意見をいただいて」という部分は未定の部分もあるということで答弁いただいていたと記憶しているのですが、それがどういう意味なのか説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第36条の条例の見直しという部分で「市民の意見をいただいて」というのを考え方に加えてはどうかという御質問を前回の委員会でいただいていたかと思うのですが、私からそのとき答弁させていただいたのが、条例の見直しの際、当然この条例自体が市民参加という前提で組み立てられている条例ですから、市民参加、市民の御意見を踏まえてという部分は前提にあるのですが、見直しの際の具体的なやり方、手法が現在まで確立できていないという部分がありますので、未定の部分があるということでお話しさせていただいたものです。

○小貫委員

それは市民の意見を聞くということにはもちろん変わりないのだけれども、具体的にどうやってそれを反映させていくか、そのあたりが定まらないと、そういう意味でいいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

定まらないういいますか、これから整理していく部分ということで考えてございます。

○小貫委員

それで、改めて小樽市自治基本条例（案）の考え方ですけれども、ここに記載していただきたいと、この間幾つか条文を変えていただきたいと提案していますけれども、最低でもこの自治基本条例（案）の考え方にしっかり明記していただきたいと思う点を幾つか改めて述べさせていただきたいと思うのですが、第 1 に、これは前回の議論とも重なるのですが、前文の説明のところに、考え方の最後の 2 段落目の「「豊かで活力ある地域社会の実現」のために」という文言があるのですが、この前にこの間議論で繰り返し述べている「憲法の定める地方自治の本旨に基づいて」という言葉を挿入すべきではないかと思います。

第 2 に、先ほどもまだ定まっていないということをおっしゃっていた第 36 条の条例の見直しの部分ですけれども、ここにも「本条例が本市のまちづくりに適しているかどうかについての検討を行います」ということの「検討を行います」の前か若しくは後に、「見直しに当たっては市民の意見を聞いて検討します」というような文言を考え方の中にでもせめて盛り込んでいただきたいと私は考えています。

これは改めて要望したいのと、あと第 3 回定例会の代表質問で新谷議員が取り上げていた子供の意見表明の確保の関係で言えば、第 8 条の考え方の説明のところに、恐らくその質問もあって幾つか表現が書いてあるのだと思うのですが、最後の段落のところで、「少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます」とあるのですが、もう少し具体的に「参加の仕組み」の前に「児童・生徒も含めた」とか、若しくは「子供たちの参加も含めた」とか、そういう形で考え方として子供の意見表明の権利も明記していただきたいと思います。

以上、3 点に絞って考え方に載せていただきたいことを述べたのですが、これについて御意見をお願いいたします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

1 点目、前文の部分での「地方自治の本旨に」というくだりなのですが、私も、前回、御意見といたしますが御質問いただいて、他市の状況等々調べてまいりました。その中で、もちろん記載しているまちもございますし、記載していないまちもございます。私どもとしましては否定するものではございませんので、これについてはどういう形かは別といたしまして、考え方の補足説明という部分で整理させていただきたいと思っております。

それから、見直しに当たっては市民の意見を聞いてという部分ですけれども、先ほどこの部分も具体的な手法はこれからというお話をさせていただきましたけれども、それについても早急に見直しの手法、進行管理を含めて決めていかなければなりませんので、その整備とあわせて、この考え方の中で再整理していきたいと思っております。

それから、3 番目の若年世代の部分なのですが、ここで言う今おっしゃっていた子供という部分、広い意味では若年世代という中に十分含まれるのではないかというふうに考えられますので、これにつきましては幅広く若年世代ということで、あえて子供という言葉を入れる必要性はないと感じております。

○副委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○酒井委員

○周知の方法について

それでは、周知の部分について、確認の意味も込めて質問をさせていただきたいと思います。

前回の委員会以降、またいろいろ周知されまして、ホームページも確認させていただいております。また、町会長との連絡協議会も、町会の方からもいろいろお話を聞いてきました。

それで、二つほど確認があるのですが、まず市職員に対しての周知という部分が先ほどお話がありました。これ

については具体的にどういうものをイメージされているのか、また、大まかなスケジュールなどもあれば御説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

職員への周知の部分ですけれども、全課にメールで条例の経過と内容について再度確認するようにということで送りました。今後の部分ということでは、再度職員に条例の内容等々を徹底していかなければなりませんので、市民説明会と一部並行する部分がございますけれども、制定前に回数はまだ決めておりませんが、一定程度の職員説明会的なものは開催したいと思っております。もちろん制定後につきましても職員研修等々を活用いたしまして、条例の内容、それからまちづくりを進めるに当たっては、この条例を念頭に置いて進めていくのだということを伝えてまいりたいと考えております。

ただ、研修の優先度といいますか、職員は1,500人以上おりますので、優先順位をつけて、まちづくりに特にかかわる部局、部署等につきましては、先に話が伝わる形で考えてまいりたいと思っております。

○酒井委員

具体的なスケジュールという部分ではまだ考えている最中ということですから、これは要望ですが、全職員に行き渡るように、優先順位をつけるということも確かに必要だと思いますし、一遍にできることではないと思いますので、そこに関してはいいですが、全職員に対してやはり理解していただくというか、意識をしていただきたいという部分がまず一つ、市職員に対してはそれで終わります。

それから、市民の皆さんに対しての周知方法ということで、3団体に周知をし、この後、またいろいろと各団体に周知されていかれるということですが、こちらについても細かなスケジュールはまだイメージがないのかもしれませんが、大まかなイメージ、例えば前回の委員会でお話があったと思うのですが、年明けをまずイメージしているという部分で、その具体的なイメージをもう少し聞かせていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

仮に可決という形になりましたら、早急に市民向けの説明会は開催したいと考えております。施行前に少なくとも複数箇所です市民向けの説明会、若しくは前回もお話ししましたけれども、策定委員に入っていただいた横山教授等々のお話をいただく形でのフォーラムですとか、形を工夫しながら進めてまいりたいと考えております。

もちろん、先ほど職員への周知のときにも申しましたけれども、条例の施行後にも、引き続き条例の周知は図ってまいる予定で考えております。

○酒井委員

先ほど市職員のところで言い忘れたのですが、やはり説明というか講習を事あるごとにやっていただきたい。何かの機会を得て、1回やったからということではなくて、事あるごとにこの自治基本条例のお話しをしていただきたいと思います。

それから、私が町会で聞いてきたのですが、この間配られた資料が非常にわかりやすかったということで、町会長からそういう意見もありましたので、これも講習、フォーラムを活用して、なかなかこれをやったから広まるということではないと思います。例えばホームページしかり、それから書面もそうだと思うのですが、地道な努力が必要だと思いますので、少しでも広がるように努力していただきたいと思います。

○上野委員

◎職員の意識改革について

今、市民周知の話ということで、大分市民周知もされているようでありますけれども、市民周知に関しましては、いろいろな御努力をしていただいているのは大変素晴らしいことだと思うのです。ただ、この市民周知というのは、たぶん切りがないと思うのです。永遠にしていかなければならない。ここまでやったからオーケーだという話には

ならないし、当然この条例ができた後も、市民周知をしていかなければならないと思うのです。

そういう中で、先ほど、今回使った「市民の皆さんと協働により進めるまちづくりの基本的なルール 自治基本条例について」という、これを基にたぶん説明されたと思うのですが、この中には条文と、こうなるよという目的等々書かれているのですが、このようにまちが変わるということは何も書かれていないのです。やはりこの条例を出すことによってまちがこのように変わっていくのだという、そういうビジョンを示さなければ、なかなか市民の皆様には具体的なイメージが湧かない気がするのです。

そこでやはり一番大事なのは、職員の皆さんの意識改革だと思うのです。議会のことも書いてありますし、これは議員もそうだと思うのです。この意識改革について、メールを配信しました、研修をしますと。それ以外にも、今後自治基本条例が仮に制定された後でも、どういうふうに各部署、各職員にこの自治基本条例の精神というのを伝えていくのかというところを、もう少し具体的なものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

一般的な形として、研修ですとかメールでの周知ということでお話しさせていただいたのですが、恐らく一気に職員の意識は自治基本条例が施行されたことで高まるという形にはならないと思うのですが、徐々にでも浸透させていく手法、いろいろな手法があるとは思いますが、それについては組合せをかけながら、意識を高めていくように努めていきたいと思っています。いずれにしても、この条例を自分たちの業務を進める上でまず頭の一番上、念頭に置きながら進めていかなければまちづくりは進んでいけないと思いますので、その部分を重点的に職員にすり込みといいますか、意識させるように進めていきたいと考えております。

○上野委員

すり込みだけではなく、例えば市民の皆様にも見えるように、この中にさまざまな条文が書かれていますけれども、その部署その部署に当てはまるような内容もあります。こういう条例を基に各部署でスローガンをつくり、それを掲げるとか、目に見える、そういうものが必要なのではないかと思います。そういうことをしていかなければ、いくら研修をしたから、すり込みをしたからといって、そこまですり込まれるものなのかと実際思うわけであります。

例えば、先ほどの第8条にあります「自主的にまちづくりに参加できるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます」と書いています。これなどは、条例が制定されたらすぐにやらなければならないものだと思うのです。

あるいは、第10条のコミュニティに関してもそうですね。第2項で「コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます」と。ほかに多々あると思うのですが、こういうさまざまなすぐに始めていかなければならない、そういうものの周知というのはどこまで職員の皆様方にはされているのか。例えば、ほかに第23条の「市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的な組織の編成に努めます」。これなどは例えば組織改革の話です。こういうことが書かれているということは、例えば組織改革についても、やはり具体的にこういうものを含めて、この条例に基づいて、具体的な未来のビジョンをそれぞれの職員の方あるいは部署の方が今お考えになっている部分があるのかどうかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、上野委員がおっしゃられた部分で、例えば第8条の市民参加の部分ですとか、第9条協働によるまちづくりの推進の部分、今回の条例は、今の部分だけではないですが、既に市としても取り組んでいる部分というのがございます。ですから、例えば情報の提供ですとか参加機会の支援ですとかという、当然これまでも行っている部分がありますので、それが職員の中により根づくようにいいですか、当然充実させていかなければいけない部分もございますので、それを含めましてどれだけ職員の意識を高めさせていくかというのが、これからの課題の

部分で、行っていかなければいけないのかと考えております。

○上野委員

理念条例といいますけれども、これが絵に描いた餅にならないためには、そういうことを行っていかなければいけない、考えていかなければならないと思うのです。ぜひともそこら辺をもっと突き詰めて今後も考えていただきたい部分があると思います。

◎条例の見直しについて

あと、最後の条項で、この条例も、やはり完璧な条例というのはたぶんないと思うのです。常に変化していくものだと思うので、そのために条例の見直しというのがありまして、5年以内にこの条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討しますと書いています。5年以内ですから、もし施行されればそこから始まっていくわけですから、少なくともこの見直しに関しましては、ある一定の考えや方向性、そういうものをたぶんお持ちであると思うのですね。そういうものがなければ、やはりこの条例の評価もできませんし、そういう部分で今具体的にどのようになっているのか、その具体的なものがあればお聞かせください。

また、この中には審議会等々に関して市民を公募しますと書かれておりますので、そういうものを含めると、そういうものをやはりこういうものにも反映させていかなければならないのかと思うわけでありますけれども、それらも含めてお考えをお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の見直しの部分で、進行管理を含めてどうやっていくかという部分もございますけれども、私どもが、条例がうまくきちんとまちづくりの流れの中に乗りきれているかというのを把握する手段として、数値的なものではかっていくものとしては、例えば条例を施行する前と後でどれだけ市民の方からいただいた意見の数が増えたのか、さらにそれが反映されたのかという部分等々もありますし、小さいところでいきますと、説明会をやったときに、今まで10人ぐらいしか来なかったのが増えてきたとかという形での把握の仕方もございます。それから、市民参加の機会の部分も充実させていくというふうに条例を規定しておりますけれども、こういった部分で、先ほど委員がおっしゃっていた審議会の公募の部分ですとか、そういった中で、まちづくりとうまくきちんとマッチしているのかという把握を行いながら、見直しについては進めてまいりたいと思っております。

○上野委員

なかなか具体的な部分は出てきませんが、まずは職員の皆さんの意識改革なのです。そこが変わっていつて、そして市民の中にどんどん入っていく。そういう仕組みづくりをつくっていくのがこの自治基本条例のたぶん根幹にある部分だと思いますので、そういうところを踏まえて、ぜひともさらなる検討を速やかに行っていただきたいと思うわけです。

◎市長のビジョンについて

最後は、市長にお尋ねいたします。

この自治基本条例、市民協働、すなわち市長の下での市民力というものを活用しようという、その精神から表れてきているのだと私は思うわけであります。実際さまざまな分野で市民の皆様を取り込みながら、まちづくりをしていこうという理念が書かれているわけですが、改めて市長の自治基本条例に対する意気込みや、今後これを踏まえてこういうことをやっていきたいのだという、そういうビジョンがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○市長

私といたしましては、やはり市民の皆さんと一緒にいろいろなものに取り組んでいくということが大事なことだろうというふうに思っておりますので、これからもこの自治基本条例に基づいて、本当にタッグを組んで取り組んでいきたいと、こんなふうに思っております。

○副委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎まちづくり 3 団体への説明について

各委員から自治基本条例についてさまざま質問をされてきましたけれども、私は議会の中で何度か学ぶ機会がありまして、その中で一番感じたのは、この条例が施行されてからはもちろんですけれども、それまでの間にどれだけの市民の方を巻き込んで、自分たちが住む小樽のまちについてさまざまな立場から議論することが非常に重要だというふうに考えていまして、これは策定委員会の会長でありました横山教授にもお話しさせていただきました。そういう意味では、さまざま議論される中で市民周知、また今回、「市民の皆さんと協働により進めるまちづくりの基本的なルール 自治基本条例について」という市民向けの冊子をつくっていただきましたけれども、本来これはもっと早い時点で、市民の方と議論する中でのたたき台として使っていただくべきものであって、今の段階では遅すぎた感じは非常にするのです。

ただ、先ほど来、冒頭に報告がありましたが、市民団体の方に対して説明を行ったということについては一定の評価をしているところですが、その中で、まずまちづくり 3 団体へのまち育てふれあいトークと町会長との定期連絡会議ですが、その中での質問の件数といいますか、質問の内容がありましたけれども、各会場で何件ぐらいの質問があつて、説明時間というのはどのぐらいあつたのかというのはお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

質問について、御意見とあわせてですけれども、3 団体行った中で、どの団体が何件かという部分は差し控えますが、一つ目の団体につきましては、説明時間がおおむね30分程度の中で、その後質問が一つ、御意見が一つでした。それから、二つ目の団体につきましては、同じく30分程度の説明の中で、こちらについては質問が1件出されたところであります。それから、最後の三つ目の団体につきましては、説明については30分程度だったのですが、質疑の時間がトータルで1時間ぐらいお話をさせていただいたのですけれども、その中では、御質問と御意見合わせて七ついただいております。

○秋元委員

本来であれば単独といいますか、今回はたぶん何かの会合に合わせて出向いていったという形だったと思うのです。だから、30分という短い説明時間になってしまったというふうには思うのです。私たちもこの自治基本条例を最初に勉強したときに、事前の準備がないと、質問や疑問、意見などなかなか出てきませんけれども、ましてや当然議会という場にいない方々、先ほど来策定委員会のメンバーがいたということでしたが、それでも事前の情報がない中で、御意見や要望などを言える機会というのは少ないかなという部分では、やはり独自に自治基本条例の説明会という部分で今後新たに行っていたいだきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まちづくり団体に対しましては、条例でもコミュニティという部分で重要な位置づけをさせていただいておりますので、引き続き今後も機会をいただいている部分もありますし、御要望に応じての部分もありますので、その部分を含めて、可能な限り出向いて説明を行っていきたいと思っております。

市民周知につきましては先ほど来お話ししておりますけれども、説明会等々を含めて、今後繰り返し行っていきたいと思っております。

○秋元委員

◎職員の責務について

それで、中身に入りたいと思うのですけれども、私個人としては、条文の文言一つ一つに対してここをこうした

ほうがいいということはありません。ただ、その考え方がわからない中で条文が先に出てきましたので、今回考え方ということで示していただきました。読んでいく中で何点かわからない点がありましたので、質問させていただきたいのですが、まず自治基本条例（案）の考え方の12ページの中のコミュニティ、第10条の2「その他の必要な支援を行うよう努めます」ということで、ここで言う必要な支援というのはどのようなものかということですが、私は以前から町会支援員制度について議会の中で取り上げてきました。ここで言うのは市民という広い意味でお話しさせていただきますけれども、市の職員もやはりもっとコミュニティ活動、町会活動に携わってほしいということは今までお話しさせていただきましたが、その中でなかなか時間外の拘束というのは厳しいのだというお話がありました。ただ、今回、このような市民としての位置づけで市の職員がされているわけで、その中で必要な支援という中に、後ろのほうに職員の責務というところが出てきますけれども、どのようにかわっていくのか。また、これまでお話しいただいたように、たぶん時間外での活動というのは当然出てくると思うのですが、その辺の職員の方の気持ちといいますか、本当にただこの条例の中に盛り込まれるだけなのか、それとも本当に市の職員の方もそういう気持ちでコミュニティの中に入っていけるものなのか、育てていけるものなのか、その辺の現段階での職員の方々の考え方というのはどのような感じですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

おっしゃるとおり、職員の責務という部分では、市民としての自覚を持ってということで今回条文に書かせていただきましたけれども、この自覚という部分、みずからの部分ですので、人がどう考えるかというのはなかなか捉えづらい部分はございますが、私がこの条例を最初に読んだときには策定委員会の経過も知っていましたが、要はまちづくりに市の職員も積極的に出ていってほしいという思いがあって条文という形で載っております。ある意味職員に対して期待されている部分が非常に大きいのだというのを私自身はすごく感じました。ですから、挑戦ではないですが、市民の皆さんからの期待を大きく感じて、これはやらなければいけないという思いは逆に持ちました。これは職員としての私の考えでございますけれども、そういう思いで受け取りました。

○秋元委員

私が今感じるのは、本当に多くの市民の方々はまだまだ理解されていないし、自治基本条例ということすらまだわかっていない方がたくさんいる中で、この自治基本条例が施行される。また、自分たちの責務というふうに位置づけられる。その中で、ある意味、市民から見ると、職員というのはつくった側というふうにとぶん見られると思うのです。要するにつくった側の意識が高まらない中で、自分たちは責務だけ押しつけられているということになってしまっは、せっかくいいものをつくってもこれはマイナスになってしまうのだと思います。今、言われたとおり、たくさん職員の方がいる中で、どうやって周知、意識を高めていくかというのは重要だと思うのですが、先ほど来、市民はもちろん職員への周知についてお話がありましたが、ただこの期間だけ、まちに出向いて、講座をやって、説明会をやって終わりというのは、たぶんその場で終わってしまうのではないかと。先ほど来ほかの委員から、いつまでも説明しなければならないことになるというふうなお話がありましたが、私は説明会という位置づけではなくて、みんなでまちをつくっていくという意味での自治基本条例のあり方というのは、たぶん今後ずっといろいろな機会にお話をして意識づけをしていかなければ、本当に今議論されているこの期間だけ盛り上がるけれども、施行されて数年もたったら、見直している人たち以外はあまり関心ないものになってしまうのではないかとというふうには思うのですが、その辺はいかがですか。

○総務部長

ただいまの御質問とその前の御質問のお答えにもなるのだと思うのですが、今、コミュニティへのその他の必要な支援ということとも関連づけまして、職員の責務というところにつながってきたわけです。実は第19条第3項、職員の責務というところにつきましては庁内でも十分議論をさせていただいたところで、なかなか強制はできないという意見は当然ございましたけれども、ここは中松市長の強い思いが入った条項でもございまして、強制は

できませんが、私ども職員については、いわゆる現場主義という言葉もございまして、時間外という観念はあまり持ってございません。条項の中にもありますとおり「自らも市民として」と、ここのところが大事だと思うのですが、日常的に地域の住民として職員として持っている知見を地域に還元する、あるいは、職員としては、地域でどんなことが課題になっているかということで、現場主義として課題を吸い上げてくるということで、職員としての意識の向上も図られてくるのではないかというふうに思っているところでございます。あくまでも強制はできませんけれども、市長の思いが込められているのだというところは事あるごとに職員に対しても周知をしていきたいというふうに思っておりまして、一過性に終わらせないように心がけていきたいと思っているところでございます。

○秋元委員

それでは、次に行きますけれども、今、総務部長が職員の責務の部分で触れたのですけれども、17ページの市民の責務の考え方の5段目、「まちづくりへの参加は、本市においてどのような問題があり、どのような人たちが、どのような目的を持ってまちづくりを行っているかについて関心を持つことが、その第一歩です」というふうにあります。私はこれは職員の方のほうがいろいろな場所において問題を把握して、政策立案という部分では市民の方よりは重要な立場にいるということで考えれば、市民ですから市民の中には当然含まれると思うのですけれども、本来この考え方が職員の責務の中に含まれたほうが非常にわかりやすいといえますか、一歩踏み込んで職員の方のまちづくりに対する思いというのが伝わってくるのかなというふうに思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民の責務の中で書かせていただいた部分、市民の方に対してという部分でももちろん書いてございますけれども、職員として今、まちづくりにどんな問題があって、どういう目的を持ってまちづくりを行っていくのだという部分、関心というのは、職務ですから言葉としてはなかなかあれですけれども、それはもう大前提である部分なのかということで考えておりまして、当然そういうまちづくりの問題とかというのを意識しながら仕事をしなければ進んでいきませんし、そういった部分では、あえて職員の責務の中には含めて書かなかった状況はございます。ただ、今後、先ほども申したとおり、この考え方自体、まだ案という状況ですので、その中で整理できる部分があれば考えさせていただきたいと思います。

○秋元委員

◎「市民」と「住民」の使い分けについて

次に行きますけれども、11ページです。ちょっと戻りますけれども、この中で、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めますということで、ここでは市民が政策立案、実施、評価を行えるということが記されておりますけれども、実は住民投票は住民しかできないということで、政策立案段階、評価段階では市民の方の意見が反映されるにもかかわらず、住民投票の中では市民の方の、要するに市外に住んでいる方の意見は反映されないということですので、ここでの市民と住民ということの整合性といえますか、これはとれているのかどうか、この辺いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第8条で言うておりますこの政策の立案、実施、評価の段階という部分は、広く定義した市民ということで考えているのですけれども、考え方の中にも書かせていただきましたが、ここでのまちづくりへの市民参加の大きな目的というのが、市民の皆さんの知識ですとか経験、こういったものが市政に生かされるという前提でつくらせていただいた条文になります。一方で住民投票の部分というのは、ある意味限定的な部分が出てまいりますけれども、あくまでその地域にお住まいの方、住民という位置づけで行うものということで決めさせていただいておりますので、その意思を確認するためのものということで条文としてはつくっております。住民と市民という使い分けの部分は、当然意識して使い分けしておりますけれども、そういった意図でつくらせていただいた内容となっております。

す。

○秋元委員

では、住民投票についてですが、詳細についてはその都度条例によって定められますけれども、場合によっては市民の意見も聞くという場合もあるのか。住民投票の中では住民の意見を聞くというふうになっていますから、この文言からいくと市民の意見というのは反映されないというふうになりますけれども、この辺はやはり住民に限られたものであって、市民の意見を聞けないということでもいいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

自治基本条例第11条の住民投票で定めている部分につきましては、条文にあるとおり、住民の意思を確認するためということで位置づけたものとなっております。ただ、実際もし住民投票という形の状況になりましたら、別に条例を定めるという個別型の住民投票という部分で想定しており、最終的には議会で条例の議決という形になりますけれども、そこで例えば広くここで定義した市民というのでしょうか、そこを含むという形での条例というふうにもしなければ、技術的にはあり得る話ではないかと思っております。

○秋元委員

なぜこういう質問をしたかといいますと、実は札幌市の隣接地域に会社を構えている方が、自分たちは小樽病院は必要ないというお話をしていました。というのは、従業員の方々にもし何かあれば、札幌の病院に行ってしまうと。だから、小樽病院は要らないのだということでした。ただ、小樽市内には札幌市から通われている方、また他地域から通われている方がいます。そういう方々は仕事中にぐあいが悪い、けがをした場合は、小樽病院に通う。そういう方々にしてみれば、小樽病院は非常に必要であるという意見もあると思います。そのときに、住民投票となると、必要ないという隣接した地域の方々の意見は尊重されますけれども、必要だと思っている他地域から通っている方々の意見というのは反映されないわけです。でも、今の言い方ですと、住民投票条例のつくり方では市民の意見も聞けるという、投票は可能であるという捉え方でいいですか。

○（総務）企画政策室長

今回提案させていただいた自治基本条例で言う住民投票は、あくまでここに書いてございますように、広い意味での市民を対象にする住民投票ではなく、本市の将来の重要な案件にかかわるといときにやる住民投票ですので、住民ということで、市内に住所を持っている方を対象とした条例の規定という形になってございますので、この条例とは別にそういうことはできないことはないのですけれども、自治基本条例で言うこの住民投票については、あくまで住民を基本にする住民投票だということで見えていただきたいと思っています。

○高橋委員

それでは、先ほど報告がございましたが、これまでの間、第3回定例会での条例案の提案後、市民への周知についての取組の姿勢といいますか、市民への周知の取組への努力というのは一定程度前進があったというふうに受け止めました。ただ、十分ではないということは、我々の認識も、それから担当者側の認識も一定程度共通していると思いますので、引き続き、できるだけわかりやすく市民周知については取り組んでいただきたいという要望を出しておきたいと思います。

私からは1点、前回の委員会の積み残しといいますか、確認ができなかった点を質問させていただきます。

◎「総合計画」と「総合的な計画」について

考え方の24ページ、総合的な計画、第20条です。これには、「市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下単に「総合的な計画」）」というふうに書かれています。総合的な計画を策定しますとありますけれども、考え方の中にも若干触れていますが、今までの総合計画と、それから総合的な計画というのはどう違うのか確認をさせてほしいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現在の総合計画で申し上げますと、ここの考え方に書いてございますとおり基本構想がございまして、その下に基本計画、さらに実施計画がぶら下がる形での構成ということで、私どもは総合計画というふうに呼んでございます。こちらの条例では、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画、総合的な計画ということで使い分けをしておりますけれども、一つの要因といたしましては、地方自治法の一部改正によりまして基本構想の策定義務が廃止された、なくなったという部分がございます。それに際しまして、では基本構想をつくらなくてよいのかというのではなく、そういう将来を見据えた計画が必要だということを踏まえまして、ここではあえて前回の総合計画とは違う部分という形になる可能性もございますので、総合的な計画ということで言葉を使い分けさせていただいたところでございます。

○高橋委員

今、説明があったように、平成23年に地方自治法の一部改正があったわけです。基本構想の策定義務だとか、それから報告の義務が一部撤廃されたということになっております。平成23年ですから、改正からもう2年がたつわけです。今の第6次総合計画は平成30年度までですが、この第6次総合計画、私も委員として若干携わらせていただきましたけれども、策定までやはり3年程度はかかるわけです。そうすると、逆算した場合、平成27年には、一定程度の方向あるいはある程度のアウトラインといえますか、私は固まっていなければまずいのではないかと認識します。

この条文、それから考え方を読み込んでみても、先ほどの説明だけでは、ではこの総合的な計画というのはどういう計画なのかというのが見えてこないわけです。今、主幹が答弁されたように、私は基本構想の策定義務がなくなったにしても、今までのやり方というのは決してまずくはないと思っています。

そういう意味で、この3層構造がどうかは別にしても、市の計画の考え方というのは、ある程度その方向性とアウトライン的なものを示していただきたかったかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

本来そのような形でお見せできれば確かにわかりやすかったのかもしれませんが、今ちょうど第6次総合計画の中間年を迎えまして、その点検といえますか、進めているところでございます。今までの過程の中での反省点なり今後の部分を見据えた形、それを踏まえた形で、この次の計画というのでしょうか、それを少しピントを当てていく形で今進めているところでございますので、おっしゃるとおり平成30年度までが第6次総合計画の計画期間になっておりますけれども、策定には確かに2年なり3年かかる状況となりますので、それにつきましては今後の次期計画の策定といえますか、進め方の中で検討させていただきたいと思います。

○高橋委員

実はそこなのです。私はこの考え方の2段落目の後半、「どのような形態の計画とするか、今後、検討」、今まさにおっしゃったそのままなのですが、では今後、検討というこの4文字の中に我々なるほどと、先ほどから何回も言いますが、アウトライン的な方向性といえますか、そういうものがなければいかがなのかと。逆にこれから鋭意やっつけていかれるとは思いますが、この点について総務部長はどういう認識でおられたのか伺いたいと思います。

○総務部長

今ここに書かれたとおりということで私どもとしても認識はしておりましたけれども、全国的に見ましても、地方自治法の改正後に基本構想の策定を行った自治体というのは本州でも幾つかあると思いますので、そういった自治体はどういった形で新たな総合計画をつくっていつているのか、そういったものにつきましては研究をさせていただきながら、今後の検討につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

○高橋委員

最後になりますけれども、総合的な計画という若干曖昧な書き方にはなっていますが、できるだけわかりやすいというか、我々が伺って、なるほど、そういう方向性なのかと。要するに今までを踏襲して、極端に変わるというふうには思っていませんけれども、一定程度踏襲されていくとは思いますが、せっかくこういう形で別な認識だという、そういう捉え方だという表現でしたので、これについては今後の課題というか、宿題として受け止めたいと思いますので、見えてきた段階でぜひとも説明していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○副委員長

公明党の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎自治基本条例制定後の取組について

意見だけ述べさせていただきます。

私はこの自治基本条例について、策定までのプロセスと、策定後いかに市民を巻き込んだ形になっていくかということが大事だということで意見を述べさせていただきました。今回、市民周知に関してもいろいろ提案させていただきました。この短い期間の中で各団体への説明だったり、簡単にわかるような冊子もつくっていただいたりとかをしまして、どこまで十分かというところかなり難しい部分ではありますが、一定程度迅速に対応していただけたと思っています。今後は、来年4月の施行に向けてまだ時間はありますので、さらにできる形で、市民周知とともに、制定後の取組についてより深く議論なり取組を進めていただきたいと思いますと思っています。私としては、今回このように対応していただきましたので、このまま可決させていただいて、自治基本条例については進めていただきたいと思いますと思っています。

(「討論になっているよ」と呼ぶ者あり)

はい、討論のようになってしまいましたが、また改めて討論の機会をいただきますので、そこで述べさせていただきますと思います。本当に大変でしょうけれども、これからも取組を進めていっていただきたいと思います。

○副委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時39分

○副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

○前田委員

自由民主党を代表し、平成25年第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案の可決に賛成の立場で討論を行います。

我が会派は、第3回定例会における予算及び自治基本条例特別委員会での質疑の中で、議案提出時に主要な字句に対する定義、解説書などの補足資料が添付されなかったことから、市民の定義、住民投票の考え方、議会及び議員と市長の責務などの考え方やその用語の用い方、策定委員会と当初の策定に至る背景など、本条例の字面の中に

は表現しきれない部分で解釈が不明瞭と判断したこと、また、その解釈をめぐって各会派での差異があったことや、理事者側の代表質問と委員会での答弁にやや食い違いがあり、迷いを生じているように受け取ったこと、市民周知に関しては策定委員会の正副委員長による基調講演やフォーラム、広報おたるでの周知や市のホームページ等々での周知、サービスセンター等々への資料配布など努力は認めたところですが、実際、当会派の議員の周りでは、大部分の市民が本条例の内容はおろかその制度についても認知していなかったことを考慮すると、人口減少や少子高齢化、厳しい財政問題を抱える当市において、市民の力をかりて協働してこのまちをよくしていこうという本条例の制定理由を市民と今後共有できるのか、制定前にある程度の市民との共有感が醸成されていなければならないのではと憂慮したことにあります。

本条例は理念条例で、市長をはじめ本市職員はもとより、議会、そして一番重要な市民の参加が望まれます。前回の当委員会では、解説書の添付や理事者との再確認において、条文内容については一定の理解をいたしました。しかし、市民周知に関しては具体的な答弁もありましたが、その効果と今後の一層の市民周知のスケジュールについては検証、理解には至らなかったもので、継続審査といたしました。

本日の委員会では、当会派としての最終課題である市民周知については、11月1日に広報おたるに掲載して、新聞折り込みでの配布、当委員会冒頭の報告の中での町会長と市との定例連絡会議での説明、市ホームページ見出し上段への記載、まちづくり団体への説明、市職員への意識向上と周知、庁舎など公共施設への条例概要版の配置、今後さらに他まちづくり団体への説明と周知徹底に努めると具体的に報告されたことから、より一層の市民周知を申し添えて、本条例の制定に賛同し、討論いたします。

○秋元委員

公明党を代表し、平成25年第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案について、可決の態度を表明し、討論いたします。

まず、本条例案策定に際しましては、多くの市民の皆さん、横山会長はじめ策定委員会の皆様、また担当職員の御努力に対しまして、心より敬意を表するものであります。

今回、可決の態度をとるに至った理由として、一つは冒頭理事者より報告のあったとおり、市民周知という面で、4回市民へ説明する場をつくったことは評価をするものであります。また、第3回定例会での集中審議、また閉会後の2度にわたる委員会審議を踏まえまして、当初疑問としていた条文、文言の考え方について一定の理解ができたこと、この2点が可決に至った理由であります。

ただ、今日の委員会質疑でも申し上げたとおり、市民への周知、説明という点では十分とは言えなかったですし、より多くの市民の意見を聞くという点では、引き続き丁寧な市民周知と説明を求めます。

また、条例の見直し段階では、今回の課題や反省点を踏まえた取組についても検討をお願いいたします。

以上の理由によりまして、可決を主張し、討論いたします。詳しくは本会議において述べます。

○安斎委員

一新小樽を代表し、平成25年第3回定例会議案第22号小樽市自治基本条例案に可決の態度を表明する討論をいたします。

これまで継続審査とさせていただきましたのは、市民周知の観点で幾つか提案させていただきましたことについて、皆さんのその後の取組を見させていただく期間ということで、継続審査を主張させていただきました。その後、さまざまな取組の中で、広報おたるやフェイスブック、ホームページなど、使える媒体を使った上でいろいろな周知をされておりまして、私のまちづくりの活動の中でも、市民の方から、自治基本条例とはどういうものかというところから、これでどうなるのかという関心も呼んで、私に質問があるようになりました。また、新聞報道で「市民不在の継続審査」というような題名で載ったこともありまして、かなり市民の方も関心を持ったことで、私にいろいろ御連絡もいただきました。こういった形がいいか悪いかどうかは別としても、それなりに市民周知がされてき

ており、関心も高まっています。そういったことで、今回、可決の態度を表明させていただきたいと思います。

今後は制定後、いかにこの条例の理念に沿って取組を進めるかが重要でありまして、一層の市民周知と協働によるまちづくりが進められるよう、期待とお願いを申し上げます。

最後に、この条例の中の第15条、議会の役割及び責務にありますように、私たちもこの条例を機に市政の適正な運営について監視及び牽制を行って、一層の議会活動に取り組んでいきたいと思っています。

以上、可決を主張し、討論といたします。

○小貫委員

日本共産党を代表して、平成25年第3回定例会議案第22号は継続審査を主張して、討論を行います。詳しくは本会議で述べます。

日本共産党は、自治基本条例案については、市民と協働によるまちづくりを進める基本的なルールであるにもかかわらず、条例案が市民の間に浸透しているとは言えないとして、市民周知の実現として最低でも市内3か所ほどでの説明会を開催し、その意見を踏まえて議決すべきと主張してきました。市としてさまざまな手だてを講じていますが、十分な市民周知ができているとは思えません。よって、引き続き審議することを主張します。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて着席のまま棄権をいたします。

○副委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

平成25年第3回定例会議案第22号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○副委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました平成25年第3回定例会議案第22号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○副委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

閉会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政全般にわたり熱心な御審議を賜り、副委員長としての責務を全うすることができました。これも委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝しております。意を十分尽くしませんが、委員長に成りかわり、副委員長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。